

平成27年11月16日
法務省入国管理局

「入国管理業務の民間委託の拡充について」に係る国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項について（回答）

標記について、下記のとおり回答します。

記

「バイオカート」とは別途の具体的な民間委託制度について

現在当省が推進しているバイオカートについては、従前、入国審査ブースで行っていた手続のうち個人識別情報（指紋、顔写真）の提供部分を切り分けて審査待ち時間を活用して前倒しして実施することとし、その際に必要となる補助業務を民間委託するものであるが、これは出入国審査手続の中から公権力行使に当たらない部分を最大限切り分けて民間委託を行うものであり、かつ、この導入によって、入国審査に要する時間の最大3割の短縮が見込まれるという点で、現在WGで議論されている流れにも沿う画期的な取組であると考えている。

入国審査手続において、これ以上の部分について民間委託を行うことは、国家の公権力行使そのものに踏み込むことになるほか、国家公務員ではない民間企業がテロ対策に関連する機微な情報に触れることとなる。

とりわけ、昨今の情勢に対応した政府としてのテロ対策に係る取組の中でも、入国管理局が行う水際対策は極めて重要な施策と位置付けられており、本年の通常国会における安倍総理大臣の施政方針演説においても、日本人の安全確保のための施策の例示として唯一挙げられたのが水際対策の強化である。また、関係機関等から提供される機微な情報に民間企業が触れることについて情報提供元の理解が得られず、情報の入手が困難となれば、テロ対策関係機関間の円滑な情報共有を妨げるおそれを生じさせるのみならず、我が国の治安維持能力の低下につながりかねないものであり、水際対策を始めとした治安を預かる法務省の立場からは是認できるものではない。

したがって、現時点においては、バイオカートの導入に伴う補助業務のほかに、出入国審査業務に関して民間委託を可能とする具体的制度として想定できるものは見当たらない。

以上